

令和7年度

事業計画

社会福祉法人 熊野市社会福祉協議会

目 次

■基本方針	1
■事業推進計画	
I 法人運営	2
1 中期経営計画の策定	2
2 安定した法人運営と財源確保	2
3 適正な会計管理と基金の運営	3
4 人材の育成	3
5 広報活動の充実	3
6 施設の指定管理	4
7 ふれあいセンターの管理運営	4
II 地域福祉事業	5
1 地区社協の機能と生活支援体制整備の強化	5
2 地域福祉活動の推進	5
3 ボランティアセンター機能の強化	6
4 障害福祉事業の推進	6
5 権利擁護支援の安定	6
6 生活困窮者への支援の充実	6
7 老人福祉大会の開催	7
8 戦没者追悼式の開催	7
9 福祉団体等の支援	7
III 福祉サービス事業	8
1 居宅介護支援事業の運営	8
2 訪問介護事業の運営	8
3 通所介護事業の運営	9
4 訪問入浴介護事業の運営	9
5 生活介護事業の運営	9
6 障がい者就労・支援事業の受託	9

基本方針

長く続く物価高騰など、社会環境は年々厳しさを増しています。また、国際情勢の不安定さなどから、流通業界のみならず、全ての移動、移送に関する負担も、一向に改善する見込みがなく、国民の生活を圧迫し続けています。

私たち福祉業界も同じく、苦しい経営を余儀なくされており、さらに、人材確保の難しさから、従来のように安定した運営ができない事業所も少なくありません。

加えて、社会に存在する福祉課題は、ますます多様化、複雑化し、困窮する人々の課題を浮き彫りにしています。介護保険などの制度を基本に、行政、社会福祉協議会をはじめとする社会福祉法人、その他の法人などが、その対応に全力で取り組んでいますが、熱意では乗り越えられない、未だかつてない状況に苦しんでいます。

熊野市社会福祉協議会においても、人材確保がままならない状況が続き、体制が万全でないまま新たな年度を迎えます。また、数年前から続く厳しい状況で、令和7年度も繰越金を充ててのスタートとなります。

この状況を少しでも改善させるべく、法人運営部門では「熊野市社会福祉協議会中期経営計画」の策定に着手します。法人としての方針を打ち出し、一丸となって様々な課題に立ち向かいます。計画策定以前においても、安定した事業活動を行うために、人材育成や広報活動、そして効率的な財政運営を行うべく努めます。

地域福祉部門においては、現在熊野市より受託している「生活体制整備事業」の更なる強化を主軸に、市内の様々な高齢者課題に積極的に取り組みます。また、障がい者、生活困窮者などについても、更なる課題の抽出と、その対応に注力します。さらには、災害時の備えとして、災害ボランティアセンター機能についての知識と技術を向上させるべく、前述の受託事業と併せて、行政、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、その他関連する機関と、情報と意識の共有を図り、いつ起こるか分からない自然災害に備えます。

経営基盤の最重要事業である福祉サービス部門においても、人材の確保が非常に厳しい中ではありますが、更なるサービスの質の向上と、効率化を追求し、苦しい中での最善策を模索します。この地域における将来も見据え、出来る限りサービス量の不足にならぬよう努めます。

昨年に続き厳しいスタートとなりますが、各部門の事業推進計画をもとに、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、行政機関、その他関係機関と連携し、住民にとって安心して暮らせるまちづくりに、微力ながら尽力します。

事業推進計画

I 法人運営

1 中期経営計画の策定

中期的な展望に基づく「将来ビジョン」（その時点で到達すべき社協像）を明らかにし、取り組むべき重点課題を定め、計画的、具体的に取り組むため、中期経営計画を策定します。

策定にあたっては、社協だけではなく、行政との連携を深め、各機関・団体とつながりを意識しながら、策定を進めます。

- (1) 策定期間 令和7年4月1日～令和7年9月30日 6カ月間
- (2) 計画期間 令和8年度から令和12年度までの5年間
- (3) 検討内容 組織基盤強化、財政基盤強化、職員の処遇改善
人材確保・育成・定着、介護サービス事業経営等
- (4) 策定手順 ①計画づくりの準備
②理念・基本方針の決定
③経営状況・経営環境の把握・分析
④課題の抽出・把握
⑤戦略の策定
⑥計画のとりまとめ
⑦実施・評価

2 安定した法人運営と財源確保

組織体制の強化と健全な財政運営のため、理事会をはじめとした各種会議の運営や適正な財務及び労務管理を行うと共に、重要事項の議決機関である評議員会、監事や第三者機関によるチェック体制を強化し、組織の活性化を図ります。

地域福祉事業を推進するためには、財源や人材の確保をはじめとした経営基盤の強化が必要です。行政からの新たな補助金、助成金の他に、社協会費、共同募金配分金、寄附金など財源の確保に努めます。

- (1) 理事会（5月、6月、12月、3月）
- (2) 評議員会（6月、12月、3月）
- (3) 監事監査（5月）
- (4) 評議員・選任解任委員会（随時）
- (5) 正副会長会議（年8回程度）

3 適正な会計管理と基金の運営

社会福祉法人会計基準の遵守はもちろん、更なる内部統制の強化を図ります。また定期的に専門家の支援も受けながら、適正で透明性のある会計処理に努めます。

また健全で安定した経営を行うため、適正な財産管理を行い、将来的に予測される固定資産の入れ替えや修繕のため、厳正な基金の運営と管理を行います。

【会計支援】

- (1) 税理士法人 名南経営による会計業務支援（相談支援、決算確認業務）
- (2) 株式会社 五大 OA による会計業務支援（相談支援）

【積立金】

- (1) 社協運用積立金
- (2) 介護保険事業等運営積立金
- (3) 職員退職給与積立金
- (4) 災害ボランティアセンター運用積立金
- (5) ボランティア表彰制度積立金

4 人材の育成

職員としての基本的資質及び福祉の専門職としての資質向上を目的に、各種研修を実施します。また外部研修の受講も促し、更なる育成を図ります。

【全体研修等】

- | | | | |
|------------|-------|----------------------|-------|
| (1) 全職員研修 | 年 2 回 | (5) 防災訓練 | 年 1 回 |
| (2) 採用時研修会 | 随時 | (6) 安全運転講習会 | 年 1 回 |
| (3) 安全衛生講習 | 年 1 回 | (7) 外部研修について各係で随時参加。 | |
| (4) 救急法講習 | 年 1 回 | | |

5 広報活動の充実

福祉くまの、ホームページ、Instagram などあらゆる広報手段を用いて、事業説明や結果報告などを分かりやすく、丁寧に情報発信を行います。

またイメージキャラクターである「くましゃん」をより多くの機会を活用できるよう、あらゆるイベントへの積極的参加や、広報物へ掲載するなど、親しみやすい社協を目指します。

- (1) 「福祉くまの」発行（年 6 回）
- (2) SNS（ホームページ、Instagram など）での情報発信（随時）

6 施設の指定管理

熊野市からの指定管理制度により、施設の目的に沿って円滑な運営管理を行います。

- (1) 熊野市障害者自立支援施設「あゆみ事業所」(井戸町)
- (2) 熊野市高齢者生活福祉センター(紀和町)

7 ふれあいセンターの管理運営

市民の福祉増進を図るために、福祉団体や町内会などに会場の貸出事業を行います。また各法人と賃貸契約を締結し、施設管理のため安定した収入を確保します。

- (1) 福祉団体、行政関係機関、町内会等への貸出(無料)
- (2) 営利団体等への貸出(有料)
- (3) 賃貸契約(紀南医師会、東紀州産業保健センター)

II 地域福祉事業

1 地区社協の機能と生活支援体制整備の強化

人口減少や高齢化に伴う人材不足が年々進んでいる影響もあり、従来の支援体制だけでは、地域の困りごとや課題の把握が困難な状況の中、これまで以上に地域に出向き、地域の声を聴く体制を充実させます。また、住民、地区社協、民生委員児童委員、行政関係機関、各住民の集いの場等と連携し、ニーズや地域資源の把握を行いながら地域の機能強化に向けて取り組めます。

- (1) 地区社協連絡会（年6回）の実施
- (2) 地区懇談会の実施（随時）
- (3) 熊野市生活支援体制整備検討会議への参加
- (4) 熊野市地域包括ケア会議への参加
- (5) 紀南生活支援体制整備検討協議体会議への参加
- (6) 生活支援サポート事業の充実
- (7) 介護予防等の広報紙の制作
- (8) 熊野市社会福祉法人連絡会との事業連携

2 地域福祉活動の推進

いきいきサロングループへの支援やグループ間の情報・意見交換会等の実施により、地域におけるサロン活動の活性化を図るとともに、「おうた」や「みいつカフェ」等の活動も含め、地域課題を把握する機会につながるよう支援を続けます。

また、地域におけるつながりや支え合いのため、子どもからお年寄りまで気軽に参加してもらえるよう工夫しながら、地域住民に学び合う機会を設け、地域福祉の担い手を増やすべく取り組みを行います。

- (1) 福祉啓発事業の開催
社協ふれあいフェスタ、福祉体験イベント、三世代交流ニュースポーツ大会等
- (2) 地区事業の実施
小地域デイサービスおうた、ふれあいきいきサロン、みいつカフェ等
- (3) 各種研修会・講座の実施
福祉委員研修会、なんでも講座等
- (4) その他
福祉機器・物品等貸出事業、おもちゃ病院の運営、リサイクル登録制度等

3 ボランティアセンター機能の強化

ボランティアの養成とボランティア団体への支援に取り組むとともに、被災地支援の経験を活かし、災害ボランティアセンターに関する訓練や研修に力を入れます。また、地域とのつながりを深めながら、関係機関と連携しその機能を強化します。

- (1) ボランティアセンターの運営（相談、調整、登録、活動保険加入）
- (2) ボランティア研修会・養成講座の実施
- (3) ボランティア表彰制度の実施
- (4) 災害ボランティア養成講座・災害ボランティアセンター運営訓練の実施
- (5) 学生向けボランティア活動の支援
- (6) 福祉教育・啓発活動の推進（活動機材の貸出、講師派遣町等）

4 障害福祉事業の推進

熊野市福祉事務所や障害者総合相談支援センターあしすと等、関係機関との連携を強化させ、障がい者の社会参加や、交流促進の重要な資源となるよう、内容の充実を図ります。

- (1) 紀南地域知的障害者生活交流会の運営（年4回）
- (2) ふらっただーの実施（年4回）
- (3) 熊野市身体障害者（児）福祉連合会への支援

5 権利擁護支援の安定

三重県社会福祉協議会、裁判所や弁護士、熊野市福祉事務所や地域包括支援センター等、多職種連携を図りながら安定した業務の継続を図ります。また、近隣市町との情報を共有し、様々な支援事案に対する実践力を向上させます。

- (1) 日常生活自立支援事業の受託、運営
- (2) 法人後見事業（成年後見制度）
- (3) 弁護士による無料法律相談所の開設（毎月1回）

6 生活困窮世帯への支援の充実

資金貸付や食糧支援、その他生活再建に向け、行政機関や学校機関、市内社会福祉法人等と連携しながら、熊野市内における生活困窮世帯に対する支援を行います。

- (1) 生活福祉資金貸付
- (2) 高額療養費貸付
- (3) 助け合い金庫貸付
- (4) 学習端末購入費助成（高等学校入学時）
- (5) 緊急食糧物品提供
- (6) 就労活動支援
- (7) ライフイベントサポート（衣装貸与）

7 老人福祉大会の開催

市内老人クラブ会員が一堂に会し、豊かな知識・経験と能力を発揮することで、今後ますますの活躍を誓い合い、あわせて会の発展や地域社会に貢献した方々に感謝の意を表するため、式典を開催します。第2部で芸能大会を行い、生きがいと健康の増進を図ります。

- (1) 熊野市老人福祉大会の実施

8 戦没者追悼式の開催

かつての戦争で犠牲になられた方々の霊を慰め、あわせてご遺族をはじめ、関係者が一堂に会し、恒久平和を祈念することを目的に開催します。

- (1) 戦没者追悼式の実施

9 福祉団体等の支援

市内や紀南地域の福祉団体等の活動を財政的、人的に支援しながら、協働して地域福祉活動を推進します。

- (1) 熊野市身体障害者（児）福祉連合会 事務局
- (2) 熊野市老人クラブ連合会 事務局
- (3) 熊野市遺族会への助成
- (4) 熊野保護区保護司会への助成
- (5) 熊野市青少年育成市民会議への助成
- (6) 紀南視覚障害者福祉協会への助成

Ⅲ 福祉サービス事業

1 居宅介護支援事業の運営（井戸）

利用者が要介護状態にあっても、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができることを目指し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを総合的かつ効率的に提供されるよう、公平中立な居宅介護支援を行います。

要介護者からの相談に応じるほか、その心身の状況・環境などに応じて居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう計画を作成し、各サービスの提供が確保できるようサービス事業者、施設等と連絡調整を行います。

- (1) 係及び課内での情報共有による協力体制強化と効果的支援の実施
- (2) 職員の資質向上と多職種連携

2 訪問介護事業の運営（井戸、飛鳥、紀和）

高齢者が在宅で安心して暮らしていけるよう援助し、家族の介護負担の軽減や相談、介護指導を行い、その人らしい生活が送れるよう援助します。主に身体介護（入浴、清拭、手足浴、着替え等）、生活援助（洗濯、掃除、料理、買い物等）、通院等乗降介助のサービスなどを提供します。

また、障害者総合支援法に基づき身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者が自立した生活を営むことができるよう支援します。主に居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援などのサービスを提供します。

- (1) 専門的介護の必要性を考慮した支援
- (2) 直接支援以外での徹底的な業務の効率化
- (3) 労務災害の予防と研修の充実

3 通所介護事業の運営（井戸、飛鳥、紀和）

介護保険関係法令の趣旨にしたがって、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立、若しくは快適な日常生活を営むことができるように支援します。

居宅介護支援事業者、又は利用者本人が作成した「居宅サービス計画」に基づき次のサービスを提供し、利用者各人の趣味を活かしたプログラムを提供します。

送迎、食事（昼食・間食）、日課活動（趣味創作活動・レクリエーション・音楽活動・生活動作訓練・季節行事・園芸など）、入浴（一般入浴・特殊入浴）などを実施します。

- (1) 季節イベント等の実施と充実
- (2) 「食」にこだわるサービスの提供
- (3) 積極的な新規利用の受入（見学会、通信の発行）
- (4) 地域との交流

4 訪問入浴介護事業の運営（井戸）

要介護状態にある高齢者に対し居宅における入浴の援助を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的とし、入浴時における健康チェック、移動介助、入浴介助、状態観察、清拭、寝衣交換等を行います。

- （１）事業の周知活動と社協職員としての意識向上
- （２）営業日の見直し

5 生活介護事業（あゆみ事業所）の運営

障害者自立支援法に基づき、障がい者が日々充実して過ごし、生活の幅を広げながら地域生活を送ることができるように個別支援計画に基づき、相談助言・日常生活上の支援・食事・排泄等の介護・軽作業等の生産活動・創作的活動などのサービスを提供します。

- （１）アットホームなくつろげる空間づくり
- （２）みんなで楽しめる誕生会と毎月イベントの実施

6 障害者就労・生活支援事業の受託

障がい者に対する就職や職場適応などの就業面の支援や、生活習慣の形成や日常生活の管理など生活支援が必要な障がい者からの相談に応じ、課題の解決や改善に向け、必要な指導及び助言その他の援助を行います。

- （１）法改正への取組検討
- （２）関係機関ネットワークの拡充
- （３）相談員のスキルアップと相談支援体制の強化